

## 労災保険料率の設定に関する検討会への意見

2004年7月22日

大沢 真理

1. 第5回検討会の資料に関する説明を、7月15日に事務局より受け、労災保険制度、とくにその料率の設定に関連するひとつの項目について、その経緯も含めて、概観したこととなった。この意見は、第5回においてとりあげられる項目や資料に関するものではなく、これまでの検討を踏まえた概論である。したがって、検討会の席上において断片的であれすでに触れた点と重複する部分があることを、おことわりする。
2. わが国の労災保険制度は、そうじて合理的であるとともに他の社会保険制度に比べてもきめ細かいことを理解した。また、保険料率および事務経費の両面で、諸外国の制度に比べても効率的ではないか。民間保険にくらべれば、事務経費の優位性はいっそう明らかではないか。
3. すなわち、一般に社会保険では、拠出と給付の個別的な等価性は求められない。長命の確率や疾病の確率にかかわらず、年金保険でも健康保険でも同じ保険料率が適用されることが原則である。また民間保険においても、拠出が給付の期待値（所定の給付額と保険対象事故の発生確率の積）が等しくなるようなきめ細かいプレミアム・セティングは、行われていない。そのなかで労災保険では例外的に、事業の種類ごとに災害率等に応じた保険料率が設定されているだけでなく、同じ事業の種類であっても個々の事業ごとに保険料率を40%まで増減するメリット制がとられている。
4. この保険料率を、現行以上に災害率に応じたものとするべきかどうかは、社会保険としてのリスク・シェアリングを機能させる観点とともに、災害予防の効果の観点から考慮されることであろう。事業主の災害予防へのインセンティブは最大限に高められるべきであるが、災害率は事業主の予防努力のみの従属変数とは考えられない。事業主の予防努力以外に、事業の固有の性質や従業員の年齢構成等、災害率を左右する要因は少なくない。災害率に正比例する保険料率を課す場合、本来的に災害率が高くとも国民全般にとって必要で有益な事業が成り立たなくなったり、高齢者の雇用機会が失われたりすれば、産業社会の損失となるであろう。